

時期	応急段階
区分	緊急・応急活動
分野	緊急救援物資の調達・供給
検証項目	医薬品等の調達・供給

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、災害救助法（法定受託事務） 薬剤師法、薬事法
執行主体	災害救助法：県 「市町長に権限を委任する規則」の一部改正（1月17日付）
財源	県の負担額が100万円以上となる場合に依りて、以下の国庫補助 ・都道府県の支弁額/普通税収入が2/100以下の部分：国庫補助50/100 ・都道府県の支弁額/普通税収入が2/100～4/100の部分：国庫補助80/100 ・都道府県の支弁額/普通税収入が4/100を超える部分：国庫補助90/100
概要	災害時においては、家屋の倒壊や火災の発生により大量の被災者が発生し、被災地域内の医療需要が増大することから、速やかに医薬品を確保し、医療機関や避難所等に供給する必要がある。 阪神・淡路大震災では、道路の損壊や流通ルートの途絶に加え、医薬品の供給システムが整備されていなかったために、発災直後は医薬品等を被災地域の医療機関等に供給することは困難な状態にあった。また、医薬品の要請から救護所等に供給するまで膨大な時間を要したことに加え、余剰医薬品の発生や在庫医薬品等の管理等の問題も発生した。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【厚生省】</p> <p>医薬品等の供給に関する協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省においては、1月17日の発災当日、日本製薬団体連合会、日本医薬品卸業連合会等医薬品関係の諸団体に対し、迅速かつ円滑な医薬品等の供給に関する協力要請を行い、医薬品等の大量の救援物資の提供を行った。1月19日以降警察庁、消防庁、防衛庁の協力により、製薬企業等から提供された医薬品、衛生材料等を被災地へ搬送した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p166] また、現地と関係諸団体との連絡調整を図るほか、たびたび現地に担当官を派遣して情報収集するとともに現地自治体と協力しつつ関係者間の連絡調整に努めた。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p166] <p>海外からの医薬品等の支援の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外からの医薬品等の支援申し出については、我が国で使用実績のないものや、添付文書、取扱い説明書が外国語で記載されているものの取扱いなどについて安全性確保の観点から慎重に対応する必要があり、医薬品等について国内で確保出来るものは国内で確保することを基本とし、国内にはない医薬品等を使用する必要がある場合などには、被災地方公共団体等が、必要となる医薬品等の種類及び数量等を把握して厚生労働省医療食品局監視指導・麻薬対策課が設置する災害緊急時用の専用窓口申し出て所要の手続きを取り、国内に受け入れることとする。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p166,168] <p>【通商産業省】</p> <p>通商産業省においては、各業界団体に物資の調達を依頼し、水、缶詰、毛布、衣料品、医薬品など様々な物資を提供した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p51][『平成8年版防災白書』国土庁,p296]</p> <p>【文部省（大学病院）】</p>

	<p>文部省においては、周辺大学医学部附属病院に対して、医療チームの派遣、食糧、医薬品等の搬入を要請した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p289]</p> <p>【環境庁】 公害健康被害補償予防協会においては、被災地における粉じんによるぜんそく等の悪化やかぜの予防に資するため、被災自治体に対して計30万個のマスクの送付を行うとともに、神戸市のぜんそく医療機器の緊急導入に対して、基金による健康被害予防事業の緊急助成等を行った。[『平成7年版防災白書』国土庁,p280]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (医薬品等の調達「県」「市」参照)</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 医薬品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日、医薬品の不足が予測されたので厚生省を通じて近隣府県の支援を要請した。また、県医薬品卸協同組合、県医理化機器協会に対し医薬品等の確保と供給の支援を要請した。さらに、県薬剤師会及び県薬種商協会に対し薬局等の被害状況等の把握を依頼した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p219] ・1月19日以降の医薬品の取扱いについては、特殊支援物資として取り扱うこととした。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] <p>医薬品の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19日から21日にかけて支援物資の集積基地、県消防学校に陸、空路より大量の医薬品が搬送されたので、職員6名(保健環境部薬務課)を配置し、24時間体制で対応した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・各市町災害対策本部に救援医薬品を搬送するとともに、区における供給システムの整備を指示した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・サンボーホールに医療用医薬品の集積場(2月3日に国際展示場に移転)を設置するとともに、余震時の医薬品の備蓄場所として姫路市の陸上競技場の倉庫を確保し、自衛隊の応援も得ながら搬送に努めたほか、県消防学校にテントを張って雨天対策を講じた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・2月に入り、神戸市内の毒物劇物製造業者や医薬品製造業者の被害状況を調査した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・3月中旬、一般用医薬品の供給・備蓄基地を西宮市内の薬業鳴尾浜スポ・ツセンターに移転した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・4月、医療用医薬品の集積場である国際展示場をはじめ、一般用医薬品の集積場である薬業鳴尾浜スポーツセンターの相当量の医薬品を近隣府県(大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、三重県、福井県)職員の応援を受けて、管理、仕分け、リスト作成した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・薬業鳴尾浜スポーツセンターの使用期限が到来したため、4月27日に当該センターから医薬品を元県中尾公舎(神戸市中央区)に収納し、医薬品等の県備蓄基地とした。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] ・兵庫県医薬品卸協同組合傘下の4社の協力により当該4社の倉庫に災害時用備蓄医薬品を保管するとともに、5月11日には医療用医薬品の集積場である国際展示場を閉鎖し、元県中尾公舎等に医療用医薬品を収納した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 1月19日~21日の間に消防学校に約32億円分の医薬品を搬入した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p220]</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 【神戸市】</p>

	<p>救護医薬品集積センターを設置、後にサンボーホールに移転し、県市合同の集積センターを設置し、薬品の整理業務を行った。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年』神戸市, p248]</p> <p>日本薬剤師会延べ190人、兵庫県薬剤師会延べ79人の、計延べ269人、製薬メーカー36社・延べ895人、薬品ディーラー4社・延べ558人の、計延べ1,453人が業務に従事した。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年』神戸市, p248]</p> <p>【西宮市】 医薬品の確保 ・医療用・一般用医薬品と衛生材料等については、地震発生後2日間は組織的に供給出来ない状態であった。救援の医薬品は大衆的な常備薬や栄養補強品が大部分であり、治療用医薬品については、県業務課から西宮保健所のルートにより1月22日頃から供給された。医療関係の救援物資等の供給に関しては、独立したシステムがなく日常生活物資調達部門に混在したことから、物質の受け入れと各避難所への供給に多くの労力と時間を要することになり、震災後7日間程は不足状態が続いた。また、厚生省による統一的な取扱いの通知も1月24日であったため、現場への対応が先行した。[『阪神・淡路大震災 西宮の記録1995.1.17』西宮市, p148-150]</p> <p>【宝塚市】 宝塚市立病院においては、救護所への医療材料・薬品を供給した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録』 1995 - 宝塚市』 p111]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】 震災当日の京都市に続き各方面から薬品の寄贈を受け、市発注分と併せて徐々に充足した。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年』神戸市, p248]</p> <p>【宝塚市】 宝塚市立病院から救護所に以下の医療材料・薬品が供給された。 診療材料19種類30 品目484セット 薬品112品目13,285セット [『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録』 1995 - 宝塚市』 p111]</p>
<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【日本赤十字社】 全国の赤十字病院から、神戸赤十字病院に医薬品、衛生材料等を供給した。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録』日本赤十字社, p46]</p> <p>【日本薬剤師会】 全国の薬剤師、薬剤師会より多くの医薬品・救援物資が被災地に送付（総額約2千万円）[『災害医療における薬剤師の役割 阪神・淡路大震災の記録』日本薬剤師会, p82] 医薬品集積所に派遣された大阪府薬剤師会を中心とする全国薬剤師会のボランティアは、3日交替でチームを組み、兵庫県薬会員並びに各都道府県業務課より派遣された職員とともに、集積医薬品の薬効別分類・管理、保健所等からの要望に応じた医薬品の供給、不足医薬品の発注、行政担当者への連絡、衛生材料セット等の作製・供給を行った。[『災害医療における薬剤師の役割 阪神・淡路大震災の記録』日本薬剤師会, p88]</p> <p>【日本製薬団体連合会】 160社の加盟企業から約24億円の医薬品を無償提供した。317社の加盟企業から総額5億112万円の義援金を兵庫県に送った。 被災地の病院や診療所等に医薬品・医療用品等を迅速に届けられるよう、製薬企業のボランティアグループが、仕分けや配送を支援した。</p> <p>【日本製薬品卸業】</p>

	<p>救護医薬品、医療用消耗品のメーカー及び県外の卸売業者からの、引き取り、集積、救護所等への配送について企業ボランティアとして参画した。救護医薬品集積センターから計806件の配送活動を行った。</p> <p>臨床検査業務の支援のため、検査資材の調達（約8,000万円相当（1,000人分の検査資材）の無償提供）、在庫管理、配送などの支援を行った。</p> <p>【兵庫県歯科医師会、神戸市歯科医師会】</p> <p>全国に向けて、薬品や歯科用材料、歯ブラシなどの寄付を依頼。[「復興ルポ・その時、歯科医師たちは」『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会,p62]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 防災基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画において、国はあらかじめ、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとするとともに、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう体制を整備することとしている。また、食料（精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳）及び生活必需品（下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンペ）については、調達可能量を毎年度調査することとしている。 ・災害時においては、非常災害対策本部等において食料、水及び医薬品等生活必需品等の調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとしている。 <p>【厚生労働省】</p> <p>「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年7月に「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会」を発足させ、平成8年1月「大規模災害時の医薬品供給システム検討会報告書」をまとめた。この中で厚生労働省、都道府県、薬剤師会、医薬品製造業者、医薬品卸売業者等それぞれの大規模災害に備えた事前対策、災害発生後の対応を示した。 ・厚生労働省防災業務計画において、都道府県に「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」等を参考都市、関係者間の情報連絡体制、災害時の備蓄医薬品等の確保対策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画（以下「大規模災害時の医薬品等の供給、管理等のための計画」という）の策定を促した。 ・災害時に必要な医薬品等の供給に支障をきたさないよう、被災都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社等から医薬品等の需給状況についての情報提供を行う。 ・被災地で医薬品等の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、医薬品等関係団体に医薬品等の供給について協力を要請し、その確保を図る。 ・災害時に緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確認し、医薬品等関係団体、日本赤十字社等による被災地への医薬品等の供給を支援する。 ・被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本薬剤師会等に要請する。 ・厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保する。 ・農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。 ・経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。 ・総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

	<p>・物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行う。</p> <p>[『防災基本計画』中央防災会議]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>・46都道府県に置いて、大規模災害時における医薬品等の供給、管理等のための計画が策定された(残り1県についても現在策定中)。</p> <p>・医薬品等関係団体等(薬剤師会、医薬品製造業、医薬品卸売業者等)厚生労働省、都道府県の緊急連絡先等を取りまとめた災害時の医薬品等の供給確保を担当する情報連絡担当者名簿を作成した。</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、県は、災害医療センター及び各災害拠点病院に、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材(診療・創傷セット、蘇生・気管セット、医薬品セット、衛生材料セット、歯科診療セット等)を備蓄することとしている。また、県及び市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意することとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>行政、団体、企業間における災害時の医薬品等確保救急体制を整備した。</p> <p>災害拠点病院(14カ所)に救護班携行用医療資器材を備蓄した。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市は、地域防災計画において、事前に協定を締結している医薬品卸売業者に医薬品等の調達を要請するなど、流通備蓄の方法をとることとし、調達が困難な場合は、県や他自治体、厚生労働省に協力を要請することとしている。また、災害時医薬品集積センターをサンボーホールに開設し、国、県、薬剤師会等の協力を得て医薬品の管理を行うこととしている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p> <p>集積所において救援活動を行っていた薬剤師ボランティアより、集積所において医薬品等に関して生じた問題点として、次のような事項が指摘された。</p> <p>(1)医薬品供給に係る時間：最も問題となったのが、救護所が必要とする医薬品を保健所を通じて要請し、救護所に供給されるまでに膨大な時間がかかったことである。これは、集積所が不便な場所に設置されたうえに交通事情が劣悪であったことや、救護所 保健所 集積所 製薬企業 集積所 保健所 救護所という手続きによる時間のロスがあったためである。医薬品の供給に時間がかかりすぎると、実際に救護所に供給された頃には必要でなくなってしまう可能性がある。こうした事態を今後起こさないためには、大規模災害後、時間の経過とともに発生が予想される傷病並びに需要が見込まれる医薬品の種類を予め想定し、各自治体はその責任により独自に備蓄する必要がある。</p> <p>(2)デッドストック(余剰医薬品)：特に余剰となってしまった医薬品は、災害直後に大量に必要であったと思われる輸液、注射剤(ブトウ糖注等) 消毒薬、生理食塩水、その他外傷用医薬品等であるが、これは医療用医薬品の供給を震災発生からおよそ1週間を経た1月23日から開始したことや、医療機関への供給を行わなかったことによるものである。</p> <p>(3)医薬品の不足：特に初期には風邪が流行したため、総合感冒薬等が不足。</p> <p>(4)在庫管理の不徹底：入庫される医薬品がきちんと区別されていなかったため活用できなかったことも指摘されている。</p> <p>(5)代替品の未活用：救護所からの要求や直接集積所に医薬品を取りに来る医師、看護婦の多くが銘柄指定であったことも在庫医薬品を増大させた。(『災害医療における薬剤師の役割 阪神・淡路大震災の記録』)</p>	

日本薬剤師会)
課題の整理
医療機関で必要な医薬品等の情報把握 医療機関、避難所への配送体制(配送手段・要員の確保)
今後の考え方など
<p>引き続き都道府県に対し、大規模災害時の医薬品等の供給、管理等のための計画の定期的な点検、及び適切な体制整備について要請していく。(厚生労働省)</p> <p>○今後とも円滑に災害救助法における医療等が実施できるよう、各自治体、関係団体等と連携を図ってまいりたい。(厚生労働省)</p> <p>復興10年総括検証においても薬品の供給システムの検討について提言がなされており、災害拠点病院での一定量の医薬品備蓄や備蓄に伴う損失補填について検討する必要がある。(兵庫県)</p> <p>○課題を踏まえつつ地域防災計画の内容の確認・徹底に努める。(神戸市)</p> <p>上記課題を踏まえて検討していく。(尼崎市)</p>